

高校生等のために

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】

ない 内 容	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し支援を行います。〈国公立私立高校等〉
たい 対 象 者	次の①～③のいずれにも該当する生徒の保護者 ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給）の生徒又は道府県民税所得割額と市町村民税所得割額非課税世帯の生徒 ② 保護者（親権者等）が京都府内に在住していること ③ 平成26年4月1日以降に入学しており、国の高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の在籍者を除く）であること ※「同種の資金」の貸付又は給付を受給している場合は、同種の資金の貸付額や支給額を減額されることがあります。同種の資金については、備考欄をご覧ください。
し 支 給 額	① 生活保護受給世帯（生業扶助受給） 国公立 年額32,300円 私立 年額52,600円 ② 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で高校生がいる世帯（③の場合を除く。） 国公立 全日制・定時制：年額84,000円、通信制：年額36,500円 私立 全日制・定時制：年額103,500円、通信制：年額38,100円 ③ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で扶養されている2人目以降の高校生がいる世帯又は扶養されている高校生以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 国公立 全日制・定時制：年額129,700円、通信制：年額36,500円 私立 全日制・定時制：年額138,000円、通信制：年額38,100円
しん 申 請 時 期	7月頃（7月1日が基準日となります。）
し 支 給 時 期	10月下旬以降
しん 申 請 手 続	在学されている高等学校等から案内がありますので、申請書類に生活保護受給世帯（生業扶助受給）・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯を証明する書類を添付して学校へ提出してください。他府県の学校へ進学されている場合は、下記までご連絡ください。
と 問 い 合 せ 先	・国公立 在学されている高等学校等又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7539） ・私立 在学されている高等学校等又は京都府文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）
び 備 考	▶毎年度申請が必要です。 ▶同種の資金のうち、貸付額又は支給額が減額されることがあるものは次の①～⑤です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金） 貸付（P.46～47、P.72～73） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.41～42、P.54～55） ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.57） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.58～59） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.64）